

第24回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和4年5月25日（水） 午後1時30分より

会議の場所 燦燦朝日館 ふれあいホール(朝日支所)

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第36号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第37号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第202号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第203号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第204号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第205号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第206号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第207号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第208号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第12 | 議第209号 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 日程第13 | 議第210号 | 農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用農地の指定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

清水直喜

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、農地主事：船坂康博
書記：小洞雅喜、植杉祐貴
飛騨農林事務所農業普及課：深井雅己
農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第24回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、清水委員より欠席報告を受けています。 本日の出席委員は、18名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。 ここ数日晴天が続いている中で、私事ですが今月中には田植えも終わる見込みとなっています。それに伴い、天候にもよりますが今後用水の取り合いになる状況も予想されます。話は変わりますが、昨今のコロナウイルス関連ですが、5月連休前にAIの予想では5月末の東京都の感染者数は1万～1万5千人の予想とされていましたが、実際には3千人程度となっています。農業関連でもスマート農業としてAIを使用した農業を推奨していく事例がありますが、果たしてAIがどれだけ優れているか良く観察する必要があると思います。 本日も、多くの議題がありますがスムーズな審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。</p>

議 長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 15番 挟間委員と17番 船坂委員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第36号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船 坂 農地主事 今回は59法人のうち11法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態
②事業要件
③構成員要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上11件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第37号 農地法の規定に基づく許可

処分の取消しについて を議題とします。
事務局の報告を願います。

植 杉 書 記 今回は、2件の報告です。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
以上 2件の報告をさせていただきます。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第203号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植 杉 書 記 今回は、6件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、6件 田 畑 15筆 14,236.93 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第6 議第203号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と

します。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、4件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、件 田 畑6筆 163.96 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第7 議第204号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記

今回は、11件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、11件 田畑 20筆 6609.10 m²についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第205号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、4件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上4件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議長 続きまして、日程第9 議第206号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、3件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな

い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上3件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第207号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小洞書記 本日は11件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑 56,607.95 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第11 議第208号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小洞書記 本日は35件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき
田畑 50筆 64,130.49 m²について、新規5年の使用及び賃貸
借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第12 議第209号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小洞書記 50件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期
間を説明)
以上、50件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

野尻委員 醸造場の関係だと思われるが、7番で別の会社が出てきている。
この会社と醸造場との関係について説明を求める。

林
事務局長 この会社と醸造場は同族経営です。この会社は薬局を経営して
いますが、事業転換に関する経済産業省の補助を活用しています。補
助金の事業主体や期間の関係で申請の中にこの会社の名前が出て
きます。

現在はこの会社が醸造場側からワイン用ブドウの提供を受けていますが、この会社も生産現場に携わっているため、今月の申請については、新規解除条件付き申請として経営面積3反を満たすよう指導いたしました。

またこの会社は別の場所でもワイン用ブドウを栽培しております。これについては今後事務局でも整理、指導を行います。

議長 他に異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

続きまして、日程第13 議第210号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船坂農地主事 本日は2件の上程です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる資料や取扱基準内の具体的な基準の説明。)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確認を受けています。1・2番の案件について村上博委員より現地の状況説明をお願いします。

村上博委員 (現地確認の内容を説明)

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第24回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

挾間 廣一 委員

船坂 敏幸 委員
